



# 熊本県公報

第12701号

平成30年3月2日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要領の廃止……………（商工振興金融課） 1
- 熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要領の廃止……………（ ” ） 2
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の廃止……………（ ” ） 3
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の変更……………（ ” ） 4
- 定数漁業の許可申請期間……………（水産振興課） 5
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市計画課） 6

### 公 告

- 公共測量の終了……………（監理課） 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 6
- 官民連携国際旅客船受入促進協定の締結……………（港湾課） 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 7
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項…（県政情報文書課） 7
- 道路の位置の指定……………（建築課） 8
- 平成30年度前期技能検定試験の実施……………（労働雇用創生課） 8
- 平成30年度技能検定試験（随時実施分）の実施……………（ ” ） 11
- 換地処分……………（農地整備課） 13
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 13
- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村計画課） 13

### 登 載 依 頼

- 環境影響評価書の作成……………（菊池環境保全組合） 13
- 平成29年度熊本県スポーツ推進審議会の開催……………（スポーツ推進審議会） 14
- 平成29年度熊本県行政文書等管理委員会の開催……………（県政情報文書課） 14
- 熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………（海区漁業調整委員会） 15
- 天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………（ ” ） 15
- 熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………（内水面漁場管理委員会） 16
- 熊本県暴力団排除条例違反に伴う事実の公表……………（警察本部組織犯罪対策課） 17
- 熊本県主要農作物奨励品種審議会の開催……………（農産園芸課） 17
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料の収納事務の委託……………（病院局総務経営課） 17

## 告 示

### 熊本県告示第154号

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要領を廃止する要領を次のように定める。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要領を廃止する要領

熊本県地域改善対策対象地域（同和地区）中小企業安定資金融資利子補給費補助金交付要領（昭和57年熊本県告示第112号）は、廃止する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第155号**

熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項を廃止する要項を次のように定める。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項を廃止する要項  
熊本県金融円滑化特別資金融資制度台風災害特別枠を定める要項（平成16年熊本県告示第1042号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第156号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

池ノ口地区造成宅地防災区域

宇土市花園町字池ノ口663番、664番、665番、649番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、650番2、652番2、653番2、656番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、663番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第157号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人社団 熊本丸田会 熊本市中央区九品寺一丁目15-7	介護老人保健施設サンライズヒル 菊池郡菊陽町大字曲手760	平成29年12月1日
医療法人社団 苓仁会 天草市港町16番11号	通所リハビリテーションセンター「榎の木」 天草市港町16番11号	平成30年1月26日

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
宮原 光春 球磨郡球磨村大字一勝地甲379-19	球磨川歯科医院 球磨郡球磨村大字一勝地甲379-19	平成29年6月1日
株式会社アルファブレイン 菊池郡菊陽町原水1156-17	温新堂薬局菊陽店 菊池郡菊陽町原水1156-17	平成30年1月9日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社アルファブレイン 菊池郡菊陽町原水1156-17	温新堂薬局菊陽店 菊池郡菊陽町原水1156-17	平成30年1月9日
大坂 栄樹 山鹿市熊入町263-1	大坂総合歯科 山鹿市熊入町263-1	平成29年12月1日

（通所リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団苓仁会 天草市港町16番11号	通所リハビリテーションセンター「榎の木」 天草市港町16番11号	平成30年1月26日

## (介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	平成29年12月28日

## (特定福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	平成29年12月28日

## (特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	有限会社大福屋 葦北郡芦北町大字芦北2313-4	平成29年12月28日

## 熊本県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
トライアドプラス株式会社 神奈川県相模原市南区相模大野3-14-20	ひご薬局西間店 人吉市西間上町今宮2582番地	平成29年11月30日

## (介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
トライアドプラス株式会社 神奈川県相模原市南区相模大野3-14-20	ひご薬局西間店 人吉市西間上町今宮2582番地	平成29年11月30日

## (居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社ケアライフ 水俣市浜4083番地187	ケアライフ 水俣市浜4083番地187	平成29年12月31日

## (通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
本里 秀俊 玉名市大倉1574-4	本里内科医院通所リハビリテーションももだ 玉名市大倉1574-4	平成29年12月31日

## (通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
合同会社ピースフル 阿蘇市乙姫2070-69	デイサービスながくさ 阿蘇市永草1790番地7	平成28年3月31日

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人堀尾会 熊本市中央区帯山八丁目2番1号	コスモピア益城 訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字木山372番地1	平成28年7月31日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人堀尾会 熊本市中央区帯山八丁目2番1号	コスモピア益城 訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字木山372番地1	平成28年7月31日

**熊本県告示第159号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(地域密着型通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
合同会社ピースフル 阿蘇市乙姫2070-69	デイサービスおとの木 阿蘇市乙姫2070-69	事業所の名称		平成28年11月1日
		デイサービスながくさ	デイサービスおとの木	
合同会社ピースフル 阿蘇市乙姫2070-69	デイサービスおとの木 阿蘇市乙姫2070-69	事業所の所在地		平成28年11月1日
		阿蘇市永草1790番地7	阿蘇市乙姫2070-69	

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
合同会社ピースフル 阿蘇市乙姫2070-69	デイサービスおとの木 阿蘇市乙姫2070-69	事業所の名称		平成29年10月2日
		デイサービスながくさ	デイサービスおとの木	
合同会社ピースフル 阿蘇市乙姫2070-69	デイサービスおとの木 阿蘇市乙姫2070-69	事業所の所在地		平成29年10月2日
		阿蘇市永草1790番地7	阿蘇市乙姫2070-69	

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社オールド菊池郡菊陽町津久礼3044-22	訪問看護ステーションHEART 菊池郡菊陽町津久礼3044-22	事業所の所在地		平成29年9月17日
		菊池郡菊陽町津久礼2970番地1ディアコートアムールⅡ205号	菊池郡菊陽町津久礼3044-22	

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社オールド菊池郡菊陽町津久礼3044-22	訪問看護ステーションHEART 菊池郡菊陽町津久礼3044-22	事業所の所在地		平成29年9月17日
		菊池郡菊陽町津久礼2970番地1ディアコートアムールⅡ205号	菊池郡菊陽町津久礼3044-22	

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	ヘルパーステーションひかり野 合志市須屋630-1サンビレッジ長田1103号	開設者		平成29年9月1日
		光岡 由紀子	株式会社オフィスひかり野	

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	ヘルパーステーションひかり野 合志市須屋630-1サンビレッジ長田1103号	開設者		平成29年9月1日
		光岡 由紀子	株式会社オフィスひかり野	

(訪問型サービス)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	ヘルパーステーションひかり野 合志市須屋630-1サンビレッジ長田1103号	開設者		平成29年9月1日
		光岡 由紀子	株式会社オフィスひかり野	

熊本県告示第160号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海

2 申請期間

平成30年3月2日から平成30年3月8日まで

**熊本県告示第161号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線
- 3 事業施行期間 平成20年9月9日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

**公 告**

**熊本県公告第128号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国立研究開発法人防災科学技術研究所理事長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成28年 7月26日から 平成28年12月28日まで	阿蘇地内

**熊本県公告第129号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字平川字亀甲1416番及び同1417番  
8,009.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大字杉水3739番地9  
株式会社サトウロジック

**熊本県公告第130号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第3項の規定により官民連携国際旅客船受入促進協定を締結したので、同法第50条の19第3項の規定により次のとおり公示し、関係書類を一般の閲覧に供する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 官民連携国際旅客船受入促進協定の名称  
八代港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地
  - (1) 名称
    - ア 係留施設  
八代港外港地区新岸壁
    - イ 民間国際旅客船受入促進施設  
(ア) 八代港国際クルーズターミナル  
(イ) おもてなしゾーン
  - (2) 所在地  
熊本県八代市新港町内
- 3 官民連携国際旅客船受入促進協定の有効期間  
西暦2018年2月8日から西暦2060年3月31日まで
- 4 官民連携国際旅客船受入促進協定の写しの閲覧の場所

熊本県土木部河川港湾局港湾課内

熊本県公告第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字藤田248番、同250番1、同251番1及び同252番1  
4,923.04平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区出水三丁目10番35号  
株式会社GM開発

熊本県公告第132号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県公共施設等総合管理計画 熊本県消防広域化推進計画
企画振興部	熊本県国土強靱化地域計画 熊本県過疎地域自立促進方針 熊本県過疎地域自立促進計画 国土利用計画（熊本県計画）－第四次－ 熊本県土地利用基本計画 新熊本県土地対策要綱 第六次水保・芦北地域振興計画 宇土天草地域半島振興計画 熊本県山村振興基本方針 熊本県離島振興計画 熊本県文化振興基本方針 ふるさと五木村づくり計画 『大空港構想Next Stage』（熊本都市圏東部地域ランドデザイン） 熊本県情報化施策推進方針
健康福祉部	第6次熊本県保健医療計画 第3期熊本県地域福祉支援計画 熊本県感染症予防計画 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画 第2次熊本県動物愛護・管理推進計画 第6期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」 くまもと子ども・子育てプラン 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次） 第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画 熊本県家庭的養護推進計画 熊本県やさしいまちづくり推進指針 くまもとユニバーサルデザイン振興指針 第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 熊本県障がい福祉計画（第4期） 熊本県地域医療構想 第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画） くまもと食で育む命・絆・夢プラン（熊本県健康食生活・食育推進計画） 第3次熊本県歯科保健医療計画 第2次熊本県がん対策推進計画

環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第五次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第2期行動計画
	熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
	第11次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県廃棄物処理計画（第4期：平成28～32年度）
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	熊本県災害廃棄物処理実行計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第4次熊本県食の安全安心推進計画
	第10次熊本県交通安全計画
	第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	熊本県消費者教育推進計画
	第4次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）
商工観光労働部	熊本県産業人材の確保・育成及び県民の活躍支援に関する計画「ひと・しごと輝きプラン」
	熊本県産業振興ビジョン2011
	熊本県総合エネルギー計画
	ようこそくまもと観光立県推進計画
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
くまもとハロープログラム（国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム）	
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
地域森林計画	
土木部	熊本CALLS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本県景観づくり基本計画
	くまもと生活排水処理構想2016
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	第2期熊本県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン）

備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

**熊本県公告第133号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宮崎県宮崎市堀川町195番地
- 2 築造者の氏名 株式会社マエムラ
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字西畦原1952番1
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 25.78メートル
- 6 指定年月日 平成30年2月20日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第246号

**熊本県公告第134号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種（作業）

(1) 1級及び2級

造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御ホブ盤及びマシニングセンタ）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、仕上げ（治工器具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）電子機器組立て（電子機器組立て）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、建設機械整備（建設機械整備）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工）、建具製作（木製建具手加工）、印刷（オフセット印刷）、プラスチック成形（射出成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り及び石積み）、とび（とび）、左官（左官）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、畳製作（畳製作）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、化学分析（化学分析）、表装（壁装）、塗装（建築塗装及び金属塗装）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ）、フラワー装飾（フラワー装飾）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、仕上げ（機械組立仕上げ）、機械検査（機械検査）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建築大工（大工工事）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、化学分析（化学分析）、フラワー装飾（フラワー装飾）

(3) 単一等級

枠組壁建築（枠組壁工事）

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

次の（ア）から（エ）までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ（ア）から（エ）までに定める額

（ア）（イ）から（エ）までに掲げる者以外の受検者 1職種につき17,900円

（イ） 実技試験の2級又は3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び（エ）に掲げる者を除く。） 1職種につき8,900円

（ウ） 実技試験の3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項の高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。（エ）において同じ。）である受検者（（エ）に掲げる者を除く。） 1職種につき11,900円

（エ） 実技試験の3級を受けようとする在校生であって、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない受検者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。） 1職種につき2,900円

イ 実施期日

実技試験は、平成30年6月5日（火）から平成30年9月9日（日）までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日を行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成30年5月29日（火）に熊本県職業能力開発協会から公表し、受検申請者宛て送付する。

## (2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円  
イ 実施期日

等級	検 定 職 種 (作 業)	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾（室内園芸装飾）、造園（造園工事）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタ）、機械検査（機械検査）、電子機器組立て（電子機器組立て）、仕上げ（機械組立仕上げ） 建築大工（大工工事）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、化学分析（化学分析）、フラワー装飾（フラワー装飾）	平成30年7月15日（日）
1 級 及び 2 級	造園（造園工事）、金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理） 金属プレス加工（金属プレス）、プラスチック成形（射出成形）、とび（とび）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、化学分析（化学分析）、塗装（建築塗装及び金属塗装）	平成30年8月19日（日）
3 級	金属熱処理（一般熱処理及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理）	
1 級 及び 2 級	機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御ホブ盤及びマシニングセンタ） 鉄工（構造物鉄工）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て（電子機器組立て）、建設機械整備（建設機械整備）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作）、家具製作（家具手加工及び家具機械加工）、建具製作（木製建具手加工）、印刷（オフセット印刷）、左官（左官）、畳製作（畳製作）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事）	平成30年8月26日（日）
1 級 及び 2 級	放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石張り及び石積み）、ブロック建築（コンクリートブロック工事）、タイル張り（タイル張り）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、表装（壁装）、フラワー装飾（フラワー装飾）	平成30年9月2日（日）
単一 等級	桝組壁建築（桝組壁工事）	

- ウ 実施場所  
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類  
本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。  
（ア） 運転免許証  
（イ） 個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）  
（ウ） その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）  
（エ） 特別永住者証明書又は在留カード  
（オ） 健康保険被保険者証  
（カ） 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）  
（キ） 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面
- (2) 提出先  
熊本県職業能力開発協会  
所在地 〒861-2202  
熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内  
電話 096-285-5818
- (3) 受付期間  
平成30年4月4日（水）から平成30年4月17日（火）まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で交付する。  
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。  
なお、郵送による申請書は、平成30年4月17日（火）までの消印のあるもの  
に限り受け付ける。
- 5 手数料の納付方法等  
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。  
なお、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。  
ただし、受検申請を受け付けた後、手数料に過払いが生じた場合は、過払い額を返還する。
- 6 合格発表等
- (1) 合格発表  
技能検定の合格者の受検番号を、平成30年9月28日（金）（平成30年7月15日（日）に学科試験を実施する職種については、平成30年8月31日（金））に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。
- (2) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成30年9月28日（金）以降（平成30年7月15日（日）に学科試験を実施する職種については、平成30年8月31日（金）以降）に書面で通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章及び3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他  
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

### 熊本県公告第135号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定（随時実施分）を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 実施職種

随時実施 3級及び基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっ

き、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、家具製造、建具製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、プラスチック成形、強化プラスチック成形、製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、水産練り製品製造、建築大工、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、型枠施工、鉄筋施工、コンクリーかわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 受検資格

(1) 基礎級

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生及び同法附則第3条第2項に規定する旧技能実習在留資格者等に限り受けることができる。

(2) 3級

当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項に規定する基礎1級若しくは基礎2級の技能検定試験に合格した者に限り受けることができる。

3 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 1職種につき17,900円

イ 実技試験の実施期日

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ受検申請者宛て送付する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。）。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円

イ 学科試験の実施期日

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期限

原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、宛先を記入し、かつ、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

6 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。

7 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級及び基礎級の技能検定の合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。  
このほか、厚生労働大臣から3級の技能検定の合格者に対しては、技能士章が交付される。

8 その他

不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第136号**

県営天草中央南地区（唐干田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第137号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年3月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
福田 満	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中波江9529番 ほか1筆 (一時利用地 天草市新和町小宮地字中波江68番)
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字丸山ノ前244番 8ほか1筆

2 申請年月日

平成30年2月19日

**熊本県公告第138号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営七浦地区（天月工区・大川内工区・上木場工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営七浦地区（天月工区・大川内工区・上木場工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年3月5日から平成30年4月2日まで

3 縦覧場所

芦北町役場

**登載依頼**

**公告**

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第21条第2項の規定により新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定により次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年3月2日

菊池環境保全組合長 後藤三雄

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 菊池環境保全組合
- (2) 代表者の氏名 組合長 後藤三雄

- (3) 主たる事務所の所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 新環境工場等整備事業
- (2) 種類 エネルギー回収型廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場
- (3) 規模 エネルギー回収型廃棄物処理施設 処理能力 170トン/日  
一般廃棄物最終処分場 埋立面積 10,540平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置  
熊本県合志市幾久富地内
- 4 関係地域の範囲  
熊本県合志市、菊池市、大津町及び菊陽町の各一部  
(対象事業実施区域及びその周辺)
- 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所
- ア 合志市役所合志庁舎(環境衛生課)
- イ 菊池市役所(環境課)
- ウ 大津町役場(環境保全課)
- エ 菊陽町役場(環境生活課)
- オ 菊池市泗水支所(市民生活課)
- カ 菊池保健所(衛生環境課)
- キ 熊本県庁(行政棟新館1階情報プラザ)
- (2) 期間 平成30年3月2日(金)から平成30年4月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 問い合わせ先  
熊本県菊池郡大津町大字大津115番地  
菊池環境保全組合 建設推進課  
電話 096-243-5515(直通)

#### 熊本県スポーツ推進審議会公告第1号

平成29年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年3月2日

熊本県教育長 宮尾千加子

- 1 開催日時  
平成30年3月15日(木)  
午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 開催場所  
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
- (1) 熊本県スポーツ推進計画の進捗状況について
- (2) 次期熊本県スポーツ推進計画骨子案について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県スポーツ推進審議会事務局  
(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)  
(電話096-333-2710)

#### 熊本県行政文書等管理委員会公告第3号

平成29年度第3回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成30年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時  
平成30年3月8日(木)  
午後1時30分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
- (1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について

- (2) 施行規則第5条第6号の知事が別に定める事項の追加について
- (3) 平成29年度実施点検結果について 等

4 傍聴者の定員  
5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号**

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年3月2日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（条例第2条第4号の実施機関が定める記述等）

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年熊本県条例第43号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

**天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号**

天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年3月2日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(条例第2条第4号の実施機関が定める記述等)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成29年熊本県条例第43号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第2号

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成30年3月2日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県内水面漁場管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(条例第2条第4号の実施機関が定める記述等)

第1条の2 条例第2条第4号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件



- 2 委託の相手方  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 契約締結日  
平成30年2月15日